

官製談合防止法等違反にかかる判決に関する町長コメント

令和5年12月21日に前町長、前環境整備部長（現総務部付）及び前都市建設課長（現総務課付）が官製談合防止法違反等により起訴された事件で、令和7年2月27日に大阪地方裁判所において、前環境整備部長に懲役1年6か月・執行猶予4年、前都市建設課長に懲役1年2か月・執行猶予3年、業者元社長1名に対して懲役1年6か月・執行猶予4年の判決が言い渡されました。その後、職員2名は控訴し、業者元社長は控訴せず判決が確定しておりました。

本日、令和7年9月26日に、大阪高等裁判所において、職員2名の控訴を棄却する第2審判決が言い渡されました。

これら一連の事件は、全体の奉仕者たる職員として許されないものであり、町民の皆様に対しまして、改めて深くお詫び申し上げます。今回の判決を町として重く受け止めるとともに、職員2名の処分については、最終的な判決確定後、厳正に対処してまいります。

本町では事件を受け、外部有識者を交えた三郷町官製談合再発防止対策検討委員会を立ち上げ、コンプライアンスの徹底、入札・契約制度改革をはじめ、職場環境や組織体制の整備など、さまざまな観点から再発防止対策について改革方針を決定し、実施してまいりました。

今後も、町民の皆様のご信頼回復に向け、町政各般で業務の透明化を推進し、二度と不正を起こさない、また、許さない公平公正な組織づくりに全力で取り組んでまいります。

令和7年9月26日 三郷町長 木谷 慎一郎

本件に関するお問合せ

三郷町総務部総務課

TEL 0745-43-7311 FAX 0745-73-6334